

中野二丁目再開発権利床活用事業事業者募集に係る質問回答一覧

No.	質問	回答
1	図面（平面図、立面図、断面図、設備図等）の開示は可能でしょうか。	別途個別にご連絡します。
2	貸付床の引渡しの仕様（内装、設備、工事区分）はどのようになりますでしょうか。	別途個別にご連絡します。
3	定期建物賃貸借契約の開示は可能でしょうか。	本事業の基本的な条件は、募集要項に記載しているところであり、具体的な契約内容は、選定した実施事業者と協議の上、決定します。
4	賃貸借契約開始後、相談の上、本来事業部分と地域情報交流スペースの貸付割合を変更することは可能でしょうか。 また、賃貸借期間途中での地域情報交流スペースの事業内容の変更や、運営委託事業者の変更は可能でしょうか。	原則、不可としますが、必要に応じて区と協議できるものとします。
5	直近3年分の納税証明書の「イ 法人事業税」と「ウ 法人住民税」は地方税になりますが、本社と事業所や支店所在地の納付証明書も必要でしょうか。	本社の証明書のみで足ります。
6	本来事業＋地域情報交流スペースで提案を行う際の、出入口、二方向避難等の考え方をお教えてください。 また、保育所側（園児・保育者）から、保育所の外に出ることなく地域情報交流スペースへ入ることも可能でしょうか。その際の安全基準等もお教えてください。	本来事業部分と地域情報交流スペースの配置・動線等も含め、ご提案ください。なお、区として任意の安全基準は設けておりませんが、法令等を遵守してください。
7	認可保育所の開園（令和6年4月）に合わせて、工期を協議することは可能でしょうか。また、期中での開園が可能でしょうか。	施設建築物の工事は、再開発組合で行っているため、工期の変更は不可となります。また、施設建築物の竣工前における事業開始も不可です。
8	地域情報交流スペースにおいて、物販等も可能でしょうか。	不可ではありませんが、区及び再開発組合と協議が必要となります。
9	本来事業の用途は、事務所または店舗（飲食及び医療を主とした店舗、厨房や調理室等が必要な用途を除く）とあります。保育所の場合、調理室の設備は必須でございます。用途変更をしていただくことは可能でしょうか。	施設建築物全体の設計や活用床運用の都合上、本来事業の用途変更は不可です。
10	管理運営は、実施事業者が直営または委託等とありますが、再委託は可能でしょうか。	原則は不可としますが、必要に応じて区と協議できるものとします。
11	区が地域情報交流スペースにて情報発信機能として活用する場合、区からの補助金等、ございますでしょうか。	補助金等の交付は想定していません。
12	提出書類は、A3サイズはA4サイズに折り、A4ファイルでの提出、又はA3ファイル提出、どちらかのご指定はありますでしょうか。	指定はございません。

13	活用床の平面図のデータはいただけますでしょうか。	別途個別にご連絡します。
14	計画区画での給水・電気・ガスの仕様可能容量をお教えください。	別途個別にご連絡します。
15	活用床南側に歩行可能なデッキはありますか。有りの場合、避難動線として出入り口を設けることは可能でしょうか。	活用床南側にデッキ等はなく、出入り不可となっています。